



山陽小野田市病院事業公告第4号

令和2年山陽小野田市病院事業公告第3号の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日

山陽小野田市病院事業管理者 矢賀 健



1 公募型プロポーザルに付する事項の(5)を次のように改める。

(5) 委託金額（消費税及び地方消費税を除く）

ア 導入金額 490,000千円以内

イ 既存システムからのデータ出力金額 58,000千円以内

対象システムは、電子カルテシステム（オーダシステム、看護支援システム含む）、診療DWH、参照カルテシステム、医事会計システム（レセプトチェックシステム含む）、歯科カルテシステムとする。

参照サーバの構築提案も可とするが、その構築金額も含めることとする。

なお、それ以外の部門システムのデータ出力金額は導入金額（ア）に含めることとする。

※見積書を提出する際は、上記上限金額を超えてはならない。

8 プレゼンテーション審査の(2)を次のように改める。

(2) プレゼンテーション時間

プレゼンテーション時間は、1参加者あたり説明30分及び質疑応答10分の計40分以内とする。ただし、参加者数によっては変更することがある。